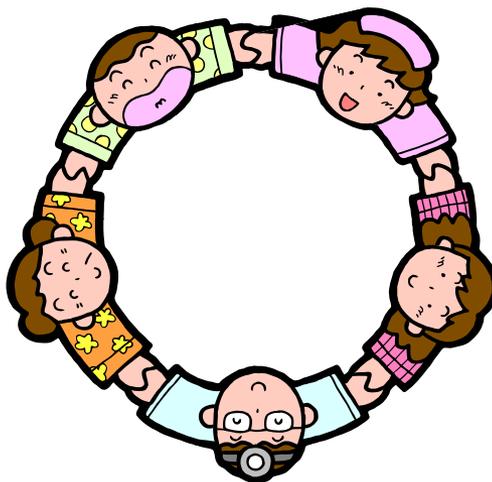


もしあなたががんになったら  
～使える制度やお金のはなし～

箕面市立病院  
地域医療室

# はじめに

ここでは、がんになった方が、医療機関を受診するとき、または生活をしていくうえで、経済的負担を軽くするために利用できる制度の概要についてご紹介します。



# 今日のお話

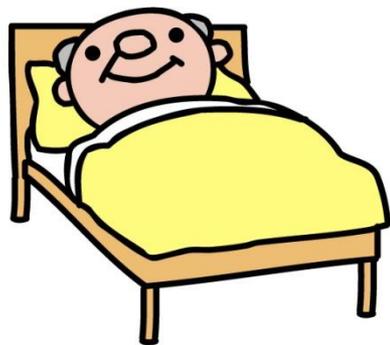
- がんになるとかかるお金
- 入院・外来受診で利用できる制度
- その他に利用できる制度
- 情報提供

がんになると、  
どんなことに  
お金がかかる？



# がんになるとかかるお金

## ●入院費用



## ●診察費用



- 血液検査、CTなどの検査費用
- 手術費用
- 抗がん剤、点滴などの薬剤費
- 薬局で受け取る処方

などなど…

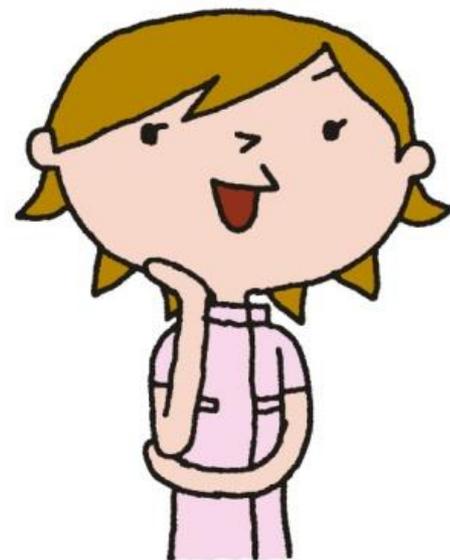
## その他にも・・・

- 交通費（通院のための電車やバスなどの費用や、自家用車のガソリン代）
- 外来通院中の食事代
- 入院時の日用品や飲物の購入代
- 寝衣代、コインランドリー代、テレビ代
- 入院時の食事代・個室代(差額ベッド代)
- 診断書や生命保険会社への書類代
- ご家族が面会に来る際の交通費 など

どんな制度が  
利用できますか？



# 入院・外来受診で利用できる制度



# 高額療養費制度

1ヶ月間に医療機関や薬局で支払った額の合計が一定の限度額を超えた場合、その超えた額が各健康保険から払い戻されます。

※入院中の食事代、差額ベッド代、先進医療などの保険適応外のものはありません。

3割負担



総医療費 (10割)

# 自己負担限度額（70歳未満の方）

区分	総所得金額等 （※）	自己負担限度額 【多数該当の場合】
ア	901万円～	252,600円＋（総医療費－842,000円） ×1% 【140,100円】
イ	600万円～ 901万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000円） ×1% 【93,000円】
ウ	210万円～ 600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円） ×1% 【44,400円】
エ	210万円以下	57,600円 【44,400円】
オ	住民税非課税世帯	35,400円 【24,600円】

# 自己負担限度額（70歳以上の方）

	自己負担限度額		
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	【多数該当】
現役並み 所得者	252,600円＋（総医療費－842,000円） ×1%		【140,100円】
	167,400円＋（総医療費－558,000円） ×1%		【93,000円】
	80,100円＋（総医療費－267,000円） ×1%		【44,400円】
一般	18,000円	57,600円	【44,400円】
低所得者2	8,000円	24,600円	【24,600円】
低所得者1	8,000円	15,000円	【15,000円】

# 多数該当

直近12ヶ月の間に3回以上、限度額を超えると4回目以降の限度額金額が引き下げられます。

(注意：医療保険が変わると多数該当は引き継がれない)

1回目

2回目

×

3回目

4回目

5回目

1月  
限度額  
57,600円

2月  
限度額  
57,600円

3月  
25,000円  
非該当

4月  
限度額  
57,600円

5月  
限度額  
44,000円

6月  
限度額  
44,400円

# 限度額適用制度

事前に「限度額適用認定証」を申請すると、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめることができます。

ご自身が加入している保険者(健康保険組合、協会けんぽ〈全国健康保険協会〉、共済組合、国民健康保険など)に申請すると交付される認定証です。



# 入院中の食事代について

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請して医療機関に提示すると食事代が減額されます。※住民税非課税世帯の方が対象

所得区分	
一般 (住民税課税世帯)	460円
低所得2 (住民税非課税世帯)	210円 (90日超で160円)
低所得1	100円

複数の医療機関にかかったときには…？

## 世帯合算

同じ世帯※で、同じ月内に、21,000円以上の自己負担を複数回支払った場合、合算した金額が自己負担限度額を超えた差額を支給（70歳以上の方がいる世帯では計算方法が異なります）

※ここでいう世帯は医療保険上の世帯となり住民票上の世帯とは異なります。

⇒箕面市の場合、該当される方は診療月から約3ヶ月後に案内通知および請求書を発送。

# その他、利用できる制度



治療のために働けない時の生活費を  
どうしよう…

## 傷病手当金

健康保険に加入している方が病気や怪我のために会社を休み、事業主(会社)から給与が受けられない場合に支給される制度です。

- 連続して3日間以上仕事を休んでいる期間の4日目から最長1年6ヶ月の期間内で休んだ日数分の手当が支給。
- 1日につき標準報酬日額の6割に相当する額が支給。

しんどくて動けない。  
働けない時の生活費をどうしよう…

## 障害年金

公的年金に加入している65才未満の方が、病気やけがによって、初診日から1年6ヶ月が経過した時点で、一定の障害状態になり、日常生活や就労に支障が出たときに支給される年金です。

### 相談・申請窓口

- ◆障害基礎年金(国民年金)：お住まいの市役所の保険年金課
- ◆障害厚生年金(厚生年金)：職場を管轄する年金事務所(社会保険事務所)
- ◆障害共済年金(共済年金)：各共済組合事務所

# がんの場合・・・

## 障害の状態

著しい衰弱または障害の為、身の周りの事も出来ず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベット周辺に限られるもの

衰弱または障害の為、身の周りの事はある程度出来るが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの

著しい全身倦怠のため、歩行や身の周りの事はできるが、時に少し介助が必要な事もあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの

# 身体障害者手帳

疾病によって、身体に障害が残った方（ストーマなど）の日常生活の不自由を補うために、さまざまな助成・支援を受けられるようにするものです。

- ・日常生活用具(ストーマ装具、会話補助装置など)の支給、貸与
- ・所得税、住民税、自動車税などの減額、免除
- ・鉄道運賃や有料道路などの割引

# 生活福祉資金貸付制度

低所得世帯・障害者世帯または高齢者世帯などで、他の貸付制度を利用できない方に対し、社会福祉協議会が窓口になって資金の貸し付けと必要な相談・支援を行う制度です。

- 生活費及び一時的な資金
- 疾病の療養および療養期間中の生計維持に必要な経費
- 介護サービス、障害者サービスを受けるのに必要な経費
- 高等学校、大学、専門学校に就学・入学するのに必要な経費

足下がふらつくので、手すりがほしい。  
家を掃除してほしい…。

# 介護保険制度



介護保険制度とは、病気や加齢に伴う体力の低下により、介護を必要とする状態になった場合や、家事や身支度などの日常生活に支援が必要になった場合に、介護サービスを受けることができる制度です。

※利用できるサービス：ヘルパー、デーサービス  
訪問看護 歩行器のレンタル、手摺りの設置等



申請窓口：ライフプラザ、  
市内5箇所にある高齢者暮らしサポート

がん治療も介護サービスも、それぞれに  
だいぶお金がかかった…

## 高額療養・高額介護合算療養費制度

同一世帯の医療保険加入者について、1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担を合計して基準額を超えた場合に金額を支給されます

(70歳未満) ※期間は前年の8月～7月の1年間の合計

所得区分	医療保険+介護保険
上位所得者	212万円
	141万円
一般	67万円
	60万円
低所得(非課税世帯)	34万円



## 例えば...①



Aさん(62才)

大腸がんの手術のため

〇月5日～18日まで入院(14日)

入院でかかった医療費は1,500,000円

Aさんは事前に限度額適用認定証を  
手続きしていました。

区分は「ウ」 食事代は「一般」

さてAさんにかかった1ヶ月の入院費は???

# Aさんの1ヶ月の入院費用

80,100円+(かかった総医療費-267,000円)×1%の  
公式に当てはめると…

医療費

$$80,100円 + (1,500,000円 - 267,000円) \times 1\% \\ = \underline{92,430円}$$

食費

$$1食460円 \times 17食 = \underline{7,820円}$$

合計額

$$92,430円 + 7,820円 = \underline{100,250円}$$

※この他に生命保険の診断書作成料、リース代などが総額に足されます。

## 例えば...②



Bさん(58才)

胃がんの化学療法のため通院中。  
抗がん剤の副作用で一時的に食事が  
食べられなくなり、訪問医と訪問看護の  
サービスを受け点滴をうけた。

Bさんは事前に限度額適用認定証を  
手続きしていました。区分は「エ」

さてBさんにかかった1ヶ月の医療費は???

## Bさんの1ヶ月の医療費

- 病院への通院治療費が57,600円（限度額）
- 薬局での処方代5,000円
- 訪問診療（週1回）の費用が34,000円
- 訪問看護（週2回）の費用が23,000円

＝119,600円

⇒高額療養費と世帯合算制度が適用されて  
処方代、訪問診療、訪問看護の費用の  
合計62,000円が還付されます。

# 高額療養費のポイント

- ✓ 1ヶ月（1日～末日）が対象
  - ※月をまたいだ入院は各月ごとに計算されます。
- ✓ 個人ごと、医療機関ごとに計算されます。
- ✓ 同じ医療機関でも内科・歯科、入院・外来は別計算となります（院外処方箋は処方箋を発行した医療機関の医療費に含まれます）
- ✓ 自己負担の限度額は年齢・所得ごとに異なります。
- ✓ 申請後、支給までには3ヶ月程度かかります。
- ✓ 合算できるのは一医療機関に21,000円以上の自己負担を支払った場合になります。

# 医療費控除

本人または家族(生計を一にする親族)が、1年間(1月1日～12月31日)に10万円を超える医療費を支払った場合に、確定申告をすることで税金が戻る制度です。

- ◆相談・申請窓口：居住地を管轄する税務署
- ◆申請時期：年明け後からは、いつでも申請できます。

# 医療費控除の対象となるもの

- 医師・歯科医師による診療・治療代
- 治療や療養のための医薬品の購入費
- バスや電車を利用した場合の通院費
- 入院時の食事代、入院時の部屋代(必要性がある場合)
- 医療器具の購入代やレンタル料  
(ストーマ装具・松葉杖・治療用眼鏡・義足・義歯など)
- 介護保険サービス(介護予防サービス含む) 利用料の一部
- 治療のためのあんま・マッサージ・指圧師・  
はり師・灸師・柔道整復師による施術
- おむつ代(主治医記載の「おむつ使用証明書」が必要)

# 医療費控除の対象とならないもの

- 人間ドック、健康診断の費用  
(病気が発見され、治療が始まった場合は対象となる)
- 健康増進、疾病予防のための医薬品の購入  
(栄養ドリンク、ビタミン剤、サプリメントなど)
- 治療による脱毛でかつらを購入またはレンタルした場合の費用
- 自家用車で通院した場合のガソリン代、駐車場代、有料道路代
- 診断書作成の費用
- 遠視や近視の矯正のための眼鏡・コンタクト・レンズなどの費用
- 予防接種の費用

# 箕面市・豊中市・池田市・ 豊能郡管轄の税務署

## 案内図

### 豊能税務署

- ▶ 所在地  
〒563-8688  
池田市城南2丁目1番8号  
電話:072-751-2441 ([自動音声でご案内します](#))



阪急宝塚線池田駅 徒歩5分

# 就労支援



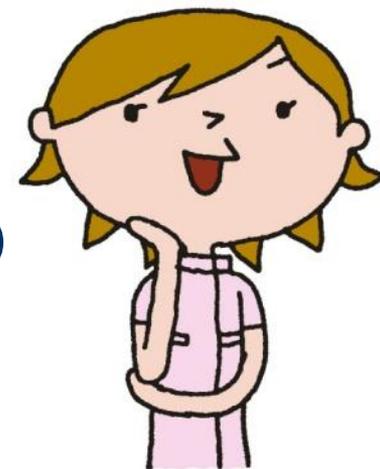
- がん治療などのために通院してる患者32.5万人
- がん患者のうち約3分の1は就業可能年齢(20~64才)

※2012年国立がん対策情報センター調査

生活費や治療費などの経済面はもとより、仕事と治療の両立の仕方や仕事への復帰時期などの不安に対して、就労を維持するための情報提供や相談を行う。

# やっておくと良いこと

- 治療スケジュールを確認する
- 医療保険の保険者の確認する
- 限度額認定証を申請する
- 民間保険（生命保険）の加入内容の確認する
- 会社の就業規則等を確認する
- 明細書はまとめておく  
（医療費控除や還付手続きのため）



# 地域医療室（がん相談支援センター）のご案内

病気になると、生活面での様々な不安や問題が起きます。

医療費や生活費などのお金のこと、在宅での療養や、退院後の転院や施設入所のことなど、不安なことや心配なことがあれば、ご相談ください。



ひとりで悩んではいませんか

## がん相談支援センター

がん患者さんやそのご家族が抱えるがんに関する疑問や不安、悩みをがん相談専門員がお伺いし、一緒に問題解決のお手伝いをさせていただきます。

※プライバシーは厳守します。

- がんの治療や検査について知りたい
- がんと診断されたが、病気や治療の説明が理解できなかった
- 医療費や生活費、仕事のことが心配
- セカンドオピニオンって何？どこで受けられるの？
- がん治療を受けているが、気持ちが落ち込んだりイライラする
- ホスピスって何？どこにあるの？
- 在宅サービスや緩和ケアについて知りたい



箕面市立病院 地域医療室

相談無料

### ご利用方法は

受付  
時間

月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除きます）  
午前9時～午後4時

相談  
方法

電話・面談  
※面談は即日対応ができないことがありますので、  
事前予約制です。

受付

窓 口：地域医療室  
TEL：072-728-2177（直通）

# 情報提供

## ○がん情報サービス

<http://ganjoho.jp/public/index.html>

国立がん研究センターが運営

ページ内の「資料室」には

- 各がん疾患について
- がんになったら手にとるガイド、などの資料を公開している。

# 情報提供

○がんとくらしを考える会（NPO）

<http://www.gankura.org/>

社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、弁護士などが運営。様々な職種の視点からがんとお金についての情報が掲載されている。

「がんと仕事のQ&A」などの資料もあります。

○がん制度ドッグ（民営NPO）

<http://www.ganseido.com/>

検索で現在の状況をクリックすると利用できる制度一覧が表示される。